

特定建築物維持管理規定一覧

		項目	基準値	頻度	
空気環境	空気環境測定	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	2ヶ月以内に1回	
		一酸化炭素の含有率	10ppm 以下*		
		二酸化炭素の含有率	1000ppm 以下		
		温度*	17～28℃*		
		相対湿度*	40～70%		
		気流	0.5m/秒以下		
		ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下	新築・大規模修繕・大規模模様替後 6/1～9/30 に測定	
	空気調和設備管理	冷却塔へ供給する水を、水道法第4条の基準に適合させる			使用開始時及び使用期間中 1ヶ月以内に1回 1年以内に1回 1年以内に1回 1年以内に1回 1ヶ月以内に1回 1ヶ月以内に1回
		冷却塔及び冷却水について、汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃及び換水等を行う			
		冷却塔、冷却水の水管の清掃を、それぞれ定期に行う			
		加湿装置へ供給する水を、水道法第4条の基準に適合させる。			
		加湿装置について、汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃等を行う			
		加湿装置の清掃を、定期に行う			
		排水受けについて、汚れの状況を点検し、必要に応じて清掃等を行う			
H15.3.25 厚生労働省告示第119号に従って設備の維持管理に努める					
飲料水等の規定	水質検査	16項目*	水質基準省令の基準値	6ヶ月以内に1回	
		12項目		1年以内に1回(6/1～9/30に検査)	
		7項目(井水*の場合のみ)		3年以内に1回	
		色、濁り、匂い、味	異常の無いこと	毎日	
		遊離残留塩素*	0.1ppm 以上*	7日以内に1回	
	設備管理	貯水槽の点検等			頻度の規定なし
		貯水槽の清掃			1年以内に1回
簡易専用水道(貯水槽有効容量10t超)の法定検査			1年以内に1回		
H15.3.25 厚生労働省告示第119号に従って設備の維持管理に努める					
雑用水等の規定(上水・専用水道の場合を除く)	水質検査 散水・修景・清掃・水洗便所の場合	し尿を含む水を原水として用いない。(水洗便所の場合は適用除外)			7日以内に1回
		遊離残留塩素*	0.1ppm 以上*		
		pH値	5.8～8.6		
		臭気	異常でない		
		外観	ほとんど無色透明		
		大腸菌	検出されない		
	濁度(水洗便所の場合は適用除外)	2度以下	2ヶ月以内に1回		
設備管理	雑用水貯水槽の点検等			頻度の規定なし	
H15.3.25 厚生労働省告示第119号に従って設備の維持管理に努める					
排水	設備管理	排水に関する設備の清掃			6ヶ月以内に1回
		H15.3.25 厚生労働省告示第119号に従って設備の維持管理に努める			
清掃・ねずみ	清掃	日常清掃を行う			6ヶ月以内に1回
		定期的統一的な大掃除を行う			
	ねずみ等	発生場所、生息場所等について調査を行い、必要に応じて防除措置を講ずる			6ヶ月以内に1回
		防除に用いる薬剤は、薬事法の承認を得た薬剤を用いる			
H15.3.25 厚生労働省告示第119号に従って清掃や防除に努める					
特定建築物の図面及び維持管理に関する帳簿書類等を備え付ける					

*印の規定についてはより詳細な規定がありますので、詳細については担当までお問い合わせください。
 保健所生活衛生課 生活衛生係 電話054-249-3155